

「文化審議会文化財分科会企画調査会報告書」 の審議の経緯

【平成18年】

- 11月15日 第1回
・調査事項について自由討議
- 12月22日 第2回
・第1回の議論を踏まえた論点整理
・文化財の総合的な把握を行うための施策の検討

【平成19年】

- 1月24日 第3回
・文化財の総合的な把握を行うための施策の検討
・文化財保護に対する国民の理解と参加を促進するための施策の検討
- 3月5日 第4回
・文化財保護に対する国民の理解と参加を促進するための施策の検討
- 4月11日 第5回
・文化財の総合的な把握を行うための施策の検討
- 5月15日 第6回
・文化財保護に対する国民の理解と参加を促進するための施策の検討
- 6月27日 第7回
・中間まとめ案の審議
- 8月21日 第8回
<中間まとめ>
- 8月23日
～9月21日 中間まとめのパブリックコメント
- 10月30日 第9回
<最終まとめ>

文化審議会委員（文化財分科会分属）名簿

- ◎ 石澤 良昭 上智大学長
田端 泰子 京都橋大学長
○ 西 和夫 神奈川大学教授
林田 英樹 国立新美術館館長
森 まゆみ 作家

（◎は会長、○は会長代理）

文化審議会文化財分科会専門調査会及び世界遺産特別委員会 より出席を求める委員等名簿

- 神崎 宣武 旅の文化研究所所長 前第五専門調査会委員
斎藤 英俊 筑波大学教授 世界遺産特別委員会委員
田中 英機 実践女子大学教授 第四専門調査会委員
西村 幸夫 東京大学教授 第三専門調査会委員、
世界遺産特別委員会委員

（※ 第一専門調査会からは西田宏子前第一専門調査会委員、第二専門調査会からは石森秀三第二専門調査会委員が企画調査会委員に就任）

文化審議会文化財分科会企画調査会委員名簿

- ◎ 石森 秀三 北海道大学教授
- 佐藤友美子 サントリー株式会社次世代研究所部長
- 永井 順國 政策研究大学院大学客員教授
- 西田 宏子 根津美術館次長兼学芸部長
- 西山 徳明 九州大学教授
- 根木 昭 東京芸術大学教授
- 平川 南 国立歴史民俗博物館館長
- 星 久人 株式会社ベネッセコーポレーション執行役員
- 松場 登美 石見銀山生活文化研究所取締役所長、NPO法人「納川の会」理事
- 村上 裕道 兵庫県教育委員会文化財担当

(◎は調査会長、○は調査会長代理)

文化審議会文化財分科会企画調査会
報告書

平成19年10月30日

文化審議会 文化財分科会 企画調査会

— 目次 —

I. はじめに	1
II. 企画調査会設置の趣旨と検討課題	
(1) 文化財を総合的に把握するための方策	2
(ア) 関連する文化財とその周辺環境を一体としてとらえるための方策	2
(イ) 文化財の保存・活用を適正化するための方策	3
(2) 社会全体で文化財を継承していくための方策	3
III. 文化財を総合的に把握するための方策	
1. 関連する文化財とその周辺環境を一体としてとらえるための方策	5
(1) 必要性と対応の方向性	6
(ア) 関連する複数の文化財を総合的にとらえることにより新たな価値を見いだす観点	6
(イ) 文化財の周辺環境の保護の観点	8
(2) 具体的な方策：文化財の総合的な把握と保存・活用により地域の歴史・文化を保護する枠組みづくり	9
(ア) 地方公共団体による「歴史文化基本構想」の策定	9
(イ) 歴史文化基本構想に対する支援の方策など	11
(3) 期待される効果	11
2. 文化財の保存・活用を適正化するための方策	12
(1) 必要性と対応の方向性	13
(2) 具体的な方策：国指定文化財を総合的に保存・活用するための方策	14
IV. 社会全体で文化財を継承していくための方策	
1. 文化財に対する親しみを深めるための方策	15
(1) 必要性と対応の方向性	15
(2) 具体的な方策	17
2. 文化財保護にかかわる人材を確保するための方策	18
(1) 必要性と対応の方向性	18
(2) 具体的な方策	19
3. 文化財保護に対する支援を充実させるための方策	20
(1) 必要性と対応の方向性	20
(2) 具体的な方策	21
V. おわりに	23

1. はじめに

我が国には、人間と自然とのかかわりの中で生まれ、地域の風土や生活を反映し、他国の文化との交流を通じてはぐくまれてきた豊かで伝統的な文化が存在する。それらは、現代を生きる私たちに、我が国の歴史や古くからの生活の様子を伝えると同時に、その根底にある知と技を伝え、日々の暮らしに精神的な豊かさや感動、生きる喜びを与えてくれる。また、地域で継承されてきた伝統的な文化は、人々の手によって掘り起され、再認識されることにより、地域の人々の心のよりどころとして連帯感をはぐくみ、共に生きる社会の基盤を形成する役割を担っている。

文化財は、このような伝統的な文化が結実した一つの形であり、我が国の歴史や文化の理解に欠くことのできない貴重な資産であるとともに、現在及び将来の社会の発展向上のために無くてはならないものである。その意味においても、文化財は、将来の地域づくりの核ともなるものとして、確実に次世代に継承していくことが求められる。

しかし、一方で、社会構造や価値観の変化、特に、過疎化や少子高齢化などにより、歴史的な建造物、文化的景観、遺跡、地域に伝わるまつりや行事のように、長い歴史の中で伝えられ、保存されてきた文化財や、文化財を守ることで伝えられてきた伝統的な知と技が失われつつある。

内閣府の調査においても、日本の国や国民について誇りに思うことという質問に対して「長い歴史と伝統」と答える人の割合が年々増加していることにみられるように*、現在、文化財や伝統的な文化の価値が見直されつつある。また、地域活性化を進めるため、個性あふれる地域づくりが課題となる中で、地域のアイデンティティを確保し、そのきずなを維持するものとして、文化財や伝統的な文化の価値が高まっている。

このような状況の中、人々が生活の中で文化財を守り、その根底にある知と技を継承することによって、日々の暮らしがより豊かになるような方策を講じていくことが求められている。

*内閣府の「社会意識に関する世論調査」において、日本の国や国民について誇りに思うこととして「長い歴史と伝統」を挙げた者の割合は、平成14年(37.3%)、平成16年(39.7%)、平成17年(39.9%)、平成18年(42.4%)、平成19年(43.6%)と年々増加している。なお、平成19年の調査において、2番目に多かった回答が、「すぐれた文化や芸術」(41.8%)であり、以下、「美しい自然」(36.5%)、「国民の勤勉さ、才能」(29.8%)、「治安のよさ」(24.0%)などの順となっている。

II. 企画調査会設置の趣旨と検討課題

これまで、文化財保護行政については、新たな政策の必要性の高まりとともに検討の場が設けられ、その提言に基づいて改善・充実が図られてきた。

近年では、平成6年の文化財保護審議会文化財保護企画特別委員会及び平成13年の文化審議会文化財分科会企画調査会において、文化財保護行政全体を通じた総合的な政策の検討がなされ、その提言に基づき、文化財登録制度の創設・拡充や、文化的景観保護制度の創設などが行われてきたところである。

本企画調査会は、平成13年の報告から5年が経過し、この間における文化財をめぐる社会情勢の変化に対応しつつ、文化財の保存と活用に関する新たな方策について総合的な議論を行うため、設置されたものである。また、同時に、高松塚古墳壁画損傷事故などの背景として指摘された、文化財を単体としてのみではなく総体としてとらえる必要性などの文化財保護行政の改善方策について検討することもその役割としている。

このため、今回の企画調査会では、特定の文化財の類型を越えた共通的な課題として、特に検討が必要と思われる「文化財を総合的に把握するための方策」、「社会全体で文化財を継承していくための方策」について、検討を行うこととした。

(1) 文化財を総合的に把握するための方策

(ア) 関連する文化財とその周辺環境を一体としてとらえるための方策

文化財は、それが置かれた環境の中で、人々の営為とかかわりながら伝統的な意義と価値を形成してきたという側面を持っている。このため、関連する文化財を総体としてとらえることで新たな価値を認め、その環境も併せて保護する必要があるという考え方が、これまで各審議会報告において示されてきた。

また、社会全体で文化財の保存と活用を支援していくためには、魅力的な形で、分かりやすく人々にその価値を提示していくことが欠かせない。そのためには、文化財を単体として保存・活用するのみではなく、地域の歴史、風土や文化を背景として、一定のテーマのもとに文化財をその環境も含めて総合的にとらえ、まちづくりや地域の活性化などに生かしていく視点が重要である。

現在、各地方公共団体において、市町村合併を受けた新しいまちづくりの指針の策定や、景観法の成立を受けた景観保全の取組が進められている中、そのような施策と連携するためにも、地域のアイデンティティの核ともなる文化財を総合的にとらえる取組は緊急の課題であるといえる。よって、そのための方策につき、「関連する複数の文化財を総合的にとらえることにより新たな価値を見いだす観点」及び「文化財の周辺環境の保護の観点」から、検討を行うこととした。

(イ) 文化財の保存・活用を適正化するための方策

一つの物件が複数の種類の文化財として指定されている場合など、文化財の保存管理に当たって、異なる専門分野間の連携が求められる場合があることから、こうした問題についても検討することとした。

(ア) と (イ) では、問題としている観点は異なるが、異なる種類の文化財について、その相互の関連性を踏まえて総合的に取り扱うという点で共通しているため、文化財を総合的に把握するための方策として併せて検討することとした。

(2) 社会全体で文化財を継承していくための方策

重要文化財や史跡などとして指定された文化財は、これまで、高い専門性のもとで保護が図られてきた一方、一般の人々からは身近に感じられず、近よりがたいものという印象を持たれている面もある。そのような文化財は、社会全体で適切に保存し、確実に将来へ継承していくことが必要であり、併せて、国民共有の財産として、社会に対してその価値を還元していくことが重要である。

一方、国や地方公共団体による指定などの措置はとられていないが、地域の住民にとって大切な文化財は数多く存在すると考えられ、そのような文化財を幅広くとらえ、その周辺環境も併せて保存・活用していくことが重要である。その際には、民間が主体となって、豊かな社会生活を実現する社会資本として文化財を活用しつつ、社会全体で文化財の保護の考え方を共有していくことが期待される。地域の住民やNPO法人、企業などの民間団体が、所有者や地方公共団体との連携協力を図りながら、保存・活用にその力量を発揮できる環境を整えていく必要がある。

このため、文化財に対する人々の親しみを深め、社会全体で、文化財を継承していくために必要な方策についても検討することとした。

上記(1)(2)の課題は、相互に密接に関連するものであり、これらが共に実現しつつ好循環を生むことで、失われつつある我が国の文化財が適切に保護され、その過程を通して、我が国の伝統・文化の継承や誇りある地域の形成、ひいては美しい国の実現につながっていくものと思われる。

また、検討に当たっては、有形のみならず無形の文化財も対象とし、自然と文化を一体としてとらえて保護措置を講じる我が国の文化財保護法独自の視点を十分に踏まえ、国、地方公共団体、民間の役割分担と連携の視点や、都市計画、地域振興、観光振興などの行政分野との連携強化の視点に留意しつつ検討を行った。

なお、一般的に、文化財という用語を用いる場合、それが国や地方公共

団体により指定などを受け、保護の措置が図られているものを指すものとしてとらえられがちである。そのため、そうした指定文化財を含む、歴史的な価値を持つ文化的所産を指すものとして、文化遺産という文言が用いられることが多い。しかし、文化財保護法に規定されている本来の文化財とは、指定などの措置がとられているか否かにかかわらず、歴史上又は芸術上などの価値が高い、あるいは人々の生活の理解のために必要なすべての文化的所産を指すものである。そのことを明らかにする意味でも、この報告書で検討の対象とする文化財とは、一般的に文化遺産と呼ばれているものを含む幅広いものであることを確認しておきたい。

第2章 文化遺産の概念と保護のあり方

文化遺産の概念は、国連教育科学文化機関（ユネスコ）が1972年に採択した「世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約」で初めて明確に定義された。この条約は、文化遺産とは、歴史的建造物、考古学遺跡、歴史的地区、文化景観、有形の文化遺産、無形の文化遺産、文化遺産の保護のための法律、慣習、その他の措置を指す。また、この条約は、文化遺産の保護は、人類の共通の利益であり、各国は、自国の文化遺産を保護し、また、他の国の文化遺産を保護する義務を負うことを規定している。また、この条約は、文化遺産の保護は、人類の共通の利益であり、各国は、自国の文化遺産を保護し、また、他の国の文化遺産を保護する義務を負うことを規定している。また、この条約は、文化遺産の保護は、人類の共通の利益であり、各国は、自国の文化遺産を保護し、また、他の国の文化遺産を保護する義務を負うことを規定している。

文化遺産の概念は、国連教育科学文化機関（ユネスコ）が1972年に採択した「世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約」で初めて明確に定義された。この条約は、文化遺産とは、歴史的建造物、考古学遺跡、歴史的地区、文化景観、有形の文化遺産、無形の文化遺産、文化遺産の保護のための法律、慣習、その他の措置を指す。また、この条約は、文化遺産の保護は、人類の共通の利益であり、各国は、自国の文化遺産を保護し、また、他の国の文化遺産を保護する義務を負うことを規定している。また、この条約は、文化遺産の保護は、人類の共通の利益であり、各国は、自国の文化遺産を保護し、また、他の国の文化遺産を保護する義務を負うことを規定している。

Ⅲ. 文化財を総合的に把握するための方策

我が国の文化財保護制度では、文化財保護法に規定されている6種類（有形文化財・無形文化財・民俗文化財・記念物・文化的景観・伝統的建造物群）の文化財類型などに応じて指定・選定・登録がなされ、それ以外に埋蔵文化財、文化財の保存技術を含め、それぞれの観点から保存・活用のための措置がとられている。こうした制度は、文化財の特性に応じてきめ細かい保護措置を講ずるためには有効な制度として機能している。

一方、文化財はそれが置かれた環境の中で、人々の営為とかかわりながら伝統的な意義と価値を形成してきたものであり、本来その歴史や風土のもとで相互に有機的につながっているという側面も有している。

そうした中で、地域において文化財に期待される役割の多様化などにより、文化財相互間の関係に留意し、文化財とその周辺環境との関係も含め、文化財を総合的にとらえていくことが重要となっている。

1. 関連する文化財とその周辺の環境を一体としてとらえるための方策

現在、国や地方公共団体により指定などがされていない、地域や人々の暮らしの中に埋もれた文化財が、その存在を認識されながらも価値を見いだされないうまま失われつつある。例えば、地方都市及び都心の双方において、歴史的な建造物が数年間で約10パーセント失われているという調査結果もある[※]。それらの文化財についても、歴史的関連性や地域的関連性などにに基づき、一体としてとらえることで、潜在する価値を見だし、適切な保護を図ることも可能となる。

また、文化財及び地域の歴史や文化に対する人々の理解を深めていくためには、関連する文化財とその周辺の環境を一体としてとらえ、地域の歴史や文化を示す魅力的なものとして提示し、保護していくことが必要である。

以下、(ア)「関連する複数の文化財を総合的にとらえることにより新たな価値を見いだす観点」と、(イ)「文化財の周辺環境の保護の観点」から、関

※ ○ 山口県萩市旧城下町地区では、1998年→2004年（6年間）で、伝統的建造物が1,604棟→1,434棟（▲10.6%）、その他伝統要素（樹木、塀、垣など）が3,825件→3,460件（▲10.0%）減少。

（調査：九州大学大学院芸術工学研究院環境計画部門）

○ 東京都台東区谷中地区では、1986年→2001年（15年間）で、住宅、店舗兼住宅などを中心とした「戦前のすまい」が、537棟→369棟（▲31.3%）減少。

（「谷中地区まちづくり基礎調査研究」（平成14年3月）発行：台東区（東京藝術大学受託研究）・調査：東京藝術大学大学院美術研究科文化財保存学専攻保存修復建造物研究室・調査協力：たいとう歴史都市研究会）

○ 石川県金沢市では、1999年→2004年（5年間）で、歴史的建築物が、市全域で21,496棟→19,037棟（▲11.4%）、まちなか区域で10,877棟→9,506棟（▲12.6%）減少。（調査：金沢市資産税課）

連する文化財とその周辺環境を一体としてとらえるための方策の必要性と、対応の方向性を整理するとともに、具体的な方策と期待される効果を述べる。

(1) 必要性と対応の方向性

(ア) 関連する複数の文化財を総合的にとらえることにより新たな価値を見出す観点

<必要性>

① 文化財の魅力の向上

人々に文化財をより身近に感じてもらい、その価値を社会に対して明らかにしていくためには、文化財そのものの魅力を高めるとともに、自分たちの住む地域の歴史や文化を伝えるものとして、魅力的な形で分かりやすくその価値を伝えていくことが重要である。そのためには、地域にある文化財を、単体としてとらえるだけでなく、地域の歴史や文化を背景として総合的にとらえるとともに、そのような視点にたって保存・活用していくことが必要である。

本年2月に閣議決定された「文化芸術の振興に関する基本的な方針(第2次基本方針)」においても、「ある程度の文化財が集積している場合、それらを効果的に生かして、文化の薫り高い空間を形成していくため、文化財の総合的な把握を行う手法について検討を行うことが必要である」とされている。

② 地域の核としての保存・活用

文化財は、長い歴史の中ではぐくまれ、守り伝えられてきた貴重な財産であり、人々に精神的な豊かさや心のよりどころを与えるものである。そして、それらの文化財を効果的に活用することによって経済的な価値を大きく生み出すことも可能となる。さらには、そうした文化財と人々とのふれあいが豊かな将来を創造する力となる。

こうしたことから、現在、地域活性化の方策として、地域の伝統的な文化を活用した魅力ある地域づくりが重要視されている。そのような機運を生かしつつ、行政と地域住民との協働のもと、文化財を地域の核として保存・活用していくことが必要になる。そのためには、地域の文化財を地域の歴史や文化を背景として総合的にとらえ、地域づくりに生かしていく視点が必要である。

第2次基本方針においても、「地域の歴史や特色を表し、古来様々な形態で存在・継承されてきた文化財については、地域の視点から総合的に把握し、地域住民の心のよりどころとしてその保存及び活用を図ることが望まれる」とされている。

③ 世界文化遺産における構成資産のとらえ方

近年、世界遺産委員会では、歴史的・文化的・自然的主題を背景として相互に緊密な関連性を持つ複数の文化財を総合的にとらえた上で保護を図る観点が必要になっており、実際の登録も、その方向で行われている。

平成18年9月末から、暫定一覧表に追加を行う我が国の文化的資産の公募が行われているが、平成18年度には、各都道府県から24件にも及ぶ多数の提案が行われた。これを受けて、平成19年1月の文化審議会文化財分科会世界文化遺産特別委員会の調査・審議の結果において、「地域に独特の歴史・文化の様相を総体として示し、日本の歴史・文化の重要な一端を担っていると判断できるような連続性のある文化的資産を一体としてとらえる文化財のとらえ方及び包括的な保護の在り方を、日本の総合的な文化財保護の在り方を検討する上でも十分考慮すべき」との指摘がされており、この方向に沿った施策の展開が求められている。

<対応の方向性>

① 地域の特性に応じた文化財の総合的な把握

複数の関連する文化財を総合的にとらえる場合、文化財相互の関連性をどうとらえるかにより、どのような文化財をその要素として含めるかが様々に異なってくると考えられる。また、把握の対象とする空間的な範囲を広げていくと、把握の対象となる文化財の数が増え、更に多様なパターンによる把握が可能となる。

また、文化財は、それが置かれた環境の中で人々の営為とかかわりながら伝統的な意義と価値を形成してきたという側面を持つことを踏まえれば、把握の対象を指定などがされた文化財に限定せず、独自に保護が必要と地域が考える文化財や、単体としては指定などの措置がなされていない文化財も含め、地域の歴史や人々の生活とのかかわりを総合的にとらえて新たな価値を見いだすことが必要である。

さらに、文化財に期待されている地域の誇りの核としての役割を踏まえれば、人々が、自分たちの住む地域の歴史や文化を語るために必要な文化財をその構成要素に含めていく行為が重要になる。

したがって、国は地域が多様な文化財の把握が可能となるよう、文化財相互の関連性のとらえ方などを示すことにより支援を行うことが適当である。

② 既存の制度の活用

文化財保護法における伝統的建造物群や文化的景観を保護する制度は、地域にある文化的資産を一体的に保護するものであり、総合的な把握の観点に沿うものである。よって、これらの制度を十分に活用するこ

とが重要である。

(イ) 文化財の周辺環境の保護の観点

<必要性>

① 世界文化遺産における周辺環境の保護の考え方

世界遺産委員会においては、文化財の周辺環境についても構成資産と一体的に保護の措置をとることを求めており、文化財の周辺環境の保護は世界的な要請となってきたと考えられる。

② 文化財と一体となった周辺環境の保護・整備

建造物や遺跡などのより適切な保存・活用を図る観点から、当該文化財の周辺の環境についても必要な環境としてとらえ、当該文化財を核とした環境の保護・整備を行う重要性が高まっている。

その際、保護対象となる文化財の周辺環境については、文化財を核とした文化的な空間を形成し、核となる文化財の魅力を高める領域であるとの意味付けを行い、文化財と一体的に保護・整備を行うことが必要である。

そのため、文化財の周辺環境を保護することにより、文化財を核とした良好な景観が形成され、そこに住む人々の文化的な生活にも資するという考え方に立ち、文化財の周辺環境の保護について積極的に施策を講じていくとともに、人々の理解を求めていく必要がある。

<対応の方向性>

① 地域の特性に応じた保護

文化財の周辺環境の保護に当たっては、当該文化財及びその周辺環境の特性に合った保護方法をとることが適当であり、法律で一律に行為規制をかけるのではなく、保護の対象となる文化財の特性や地域性に応じて、各地域において適切な保護手段がとられていくことが望ましい。その際、文化財保護の目的に適合した規制とするよう留意しながら、地方公共団体が都市計画法や景観法などの既存制度などを活用し、必要な施策を講じ保護していくことが望ましいと考えられる。

② 関係施策との連携強化

建造物や遺跡などの文化財をその周辺の環境と共に保護するためには、文化財保護と、関連する行政分野との連携を更に強化していくことが不可欠である。

特に、文化財の担当部局とまちづくりなどの担当部局が緊密に連携を行うことで、文化財と一体となって価値をなす環境をより積極的に整備

し、文化的な空間を創出していくことが重要である。

③関係施策との調整

都市計画などの関係施策の中で文化財保護の観点がより配慮されていくことや、文化財周辺での文化財の価値を損なうおそれのある開発行為を抑制する仕組みを構築することが求められる。

(2) 具体的な方策：文化財の総合的な把握と保存・活用により地域の歴史・文化を保護する枠組みづくり

(1) の(ア)「関連する文化財を総合的にとらえることにより新たな価値を見いだす」方策及び(イ)の「文化財の周辺環境の保護」のための方策に対応するためには、地域の文化財を周辺環境も含めて総合的に把握し、保存・活用する地方公共団体が中心となった取組を、国が支援する具体的な仕組みが必要である。

また、歴史・文化に対する人々の関心が高まっていることにより、まちづくりなどの各種施策もそれらを意識して行われる傾向にあるが、歴史・文化の薫り高い地域づくりを一層推進していくためには、それらの施策が総合的に行われる必要がある。

そのため、文化財を核として、地域全体を歴史・文化の観点からとらえ、各種施策を統合して歴史・文化を生かした地域づくりを行っていくための地方公共団体の計画策定と、それに対する国の支援の仕組みの構築を提言したい。

(ア) 地方公共団体による「歴史文化基本構想」の策定

地域の文化財を周辺環境も含めて総合的に保存・活用し、地域の魅力を増進させていくためには、各地域にある様々な文化財を指定の有無や類型の違いにかかわらず適切に把握し、それらを、当該地域の歴史や風土を踏まえて、一定の方針のもと、長期的な視野で計画的に保存・活用していくことが必要である。

その際、文化財保護制度による保護施策と、それ以外の文化財の保護に関連する施策、各種制度などによる周辺環境の保護の施策が体系的に位置付けられ、一貫性をもって実施されていくことが重要である。

そのためには、各市町村において、住民などの参加を得て、地域の文化財をその周辺環境も含め総合的に保存・活用していくための基本構想（「歴史文化基本構想」）が策定されることが重要である。その際は、広く地域に潜在している文化財を見つけ出すための調査を行い、各地域に受け継がれた歴史を検証することが望ましい。なお、調査を行うにあたっては、自然的環境を含め文化財を成り立たせている様々な背景をとらえる必要がある。国は、このような構想の策定の仕組みをつくるととも

に、策定の指針を示すなど、地方公共団体の基本構想の策定を支援することが必要である。

また、地域では、国や地方公共団体により指定などがなされていない文化財がその価値を認識されないまま急速に失われつつあることから、基本構想の策定にともなって、広く地域に潜在している文化財が見つげ出されることも期待される。なお、それらのうち一定の評価ができる文化財については、都道府県、市町村の指定制度や国による文化財登録制度を積極的に活用し、保護を図っていくことが期待される。

策定する基本構想の中には、以下の事項を盛り込むことが望ましい。

① 関連する文化財の一体としての保存・活用（「関連文化財群」としてのとらえ方）

歴史文化基本構想においては、有形・無形の文化財を、歴史的関連性や地域的関連性などに基づいて、「相互に関連性のある一定のまとまり」（「関連文化財群」）としてとらえ、地域の歴史や文化を語る重要な地域の資産として、総合的に保存・活用を行っていくことが望ましい。その際、文化財保護法や文化財保護条例などにより保護されている文化財のみではなく、それ以外の関連性のある文化財も総合的にとらえて一体として価値を認め、関連文化財群としての「保存活用（管理）計画」を策定し、保存・活用を図ることが適当である。

なお、相互に関連性のある文化財を関連文化財群としてとらえるに当たっては、市町村の範囲を越えて広域に広がるものとしてとらえることが適当な場合もあると考えられ、そのようなものについては、都道府県の調整のもと、市町村が連携して関連文化財群を設定することが適当であると考えられる。さらに、複数の都道府県にわたって広がるものについては、それらの都道府県の連携のもと設定されることが望ましい。

② 「歴史文化保存活用区域」の設定（文化財の周辺環境の保護・整備）

上記のように文化財を一定のまとまりとしてとらえた場合、無形や動産の文化財も含め、文化財が特定地域に集中している場合には、文化財と一体となって価値をなす周辺の環境を、当該文化財群を核として、文化的な空間を創出するための計画区域（「歴史文化保存活用区域」）として基本構想に位置付けることが適当である。

その際、文化財のよりよい保護を図りつつ、文化財を核とした文化的な環境を保護するという観点にたち、都市計画法や景観法などの既存制度を活用しつつ、保護する仕組みとすることが適当である。

また、歴史文化保存活用区域は、重要文化財や史跡などの国指定文化財など、単体の文化財を核としてその周辺に設定していくことも考

えられる。

さらに、保護のための規制をかけるのみではなく、例えば、無電柱化を行うことや、民間の建設行為などが文化財周辺の歴史的な景観に配慮し、文化財に対する人々の理解を高める形で実施されるよう誘導策を講じることなど、文化財を取りまく歴史的風致の回復と保護を図り、人々の心を豊かにする文化的な空間の創出が積極的に行われることが望ましい。

③ 文化財を保存・活用するための体制整備

周辺環境も含めて文化財を保存・活用していくためには、地域社会との連携協力が必要であることから、基本構想の策定に当たっては、地域の住民やNPO法人、企業などの民間団体の声を取り入れるなど、地域のコンセンサスを得やすい仕組みとすることが望ましい。また、地域の文化財を保存・活用していくための人材の育成のための方策や、民俗文化財の伝承者や支持層の育成の方策、文化財の保存に当たり必要となる原材料や用具の確保の方策、地域のNPO法人などの民間団体との連携のための枠組みなどについてもその基本構想の中に盛り込むことが重要である。

(イ) 歴史文化基本構想に対する支援の方策など

地方公共団体が、歴史文化基本構想を策定するに当たり、国は、望ましい基本構想の策定のための指針の提示や、各地方公共団体に専門的知識を持つ職員がいない分野に関する助言、優れた基本構想やそれに基づく保護のための取組についての顕彰及び幅広い情報発信などを通じて、基本構想の策定を支援する必要がある。

そのため、幾つかの地域において、モデルケースとして基本構想の策定を行い、その方向性や課題を明らかにしていく必要がある。

また、その成果を踏まえつつ、地方公共団体が基本構想を策定できる根拠となる規定を、今後、法律に設けることを早急に検討する必要がある。

さらに、基本構想の実効性を高めるためには、都市計画法における市町村マスタープランや、景観法における景観計画において、基本構想が尊重されることが必要である。現在、市町村合併を機に、各地方公共団体が定める様々な基本計画との連携を図るためにも、基本構想の策定が急がれる。

(3) 期待される効果

① 多様な文化財の価値の顕在化による適切な保存・活用

基本構想の策定に当たり、地域に潜在している文化財を見つけ出すこ

とにより、それらの文化財についても価値が顕在化しないまま開発や老朽化により失われていくことを未然に防ぐことが期待できる。また、従来の個別の文化財保護の枠組みの中では見落とされがちであった文化財の多様な意義や価値、保護の必要性が明らかになることで、それらを一体として保存することが可能となる。

② 文化財を核とした地域の魅力の増進

地域において基本構想に基づいた文化財の保存と活用のための施策が講じられることで、一定の方針に基づいた文化の薫り高い空間が形成される。このことにより、地域の魅力の増進と活力の向上にも寄与すると思われる。

特に、過疎化や少子高齢化が進む地域において、まつりや民俗芸能などを核とした地域づくりを行うことで、伝統文化の継承に加え、地域のアイデンティティの確保が期待できる。その際、当該地域だけでは行事が執り行えない場合には、行政や他の地域の人々との連携協力も考えられ、その結果、人々の交流が生まれ、地域が活性化することも期待できる。

③ 地域との連携協力の推進

基本構想を策定することにより、自らが住む地域の歴史やその中で生まれはぐくまれてきた文化的所産が、一定の関連性を伴って分かりやすく住民に示され、地域への理解を深め、誇りを高めることにつながる。さらに、地域の文化財の保存・活用のための構想が一般住民に示されることにより、住民が文化財保護の活動に参加しやすくなることや、地域の企業から協力が得やすくなることが考えられる。

④ 他の行政分野との連携の促進

歴史文化基本構想と、地方公共団体の行政計画との緊密な連携を行うことで、他の行政分野との連携や整合性が図りやすくなる。そのためにも、文化財保護を取り扱う教育委員会などと、まちづくりの担当部局との連携協力のもと基本構想が策定されることが必要である。

さらに、基本構想に防災の観点を入れることにより、地域全体として、かけがえのない貴重な文化財の災害からの保護が図られることを期待する。

2. 文化財の保存・活用を適正化するための方策

一つの物件が複数の種類の文化財として指定されている場合などにおいて、類型ごとの保存・活用の在り方を調整しつつ、それぞれの類型としての価値

を適切に保存管理するための方策を講じることが必要である。

そのため、文化財の保護に当たっては、異なる専門分野間での連携を図っていく必要がある。

(1) 必要性と対応の方向性

<必要性>

ある物件が重複して指定されている場合や複数の文化財が互いにその価値に影響を与えつつ存在する場合において、それぞれの類型としての価値を保護しつつも、それらを総体としてとらえ、適切な保護を図っていくことが重要である。

具体例としては、史跡とその中に存在する重要文化財の建造物、重要伝統的建造物群保存地区とその地区内で行われる重要無形民俗文化財であるまつりなど、様々な事例が考えられる。

このような場合において、異なる文化財類型間の保存や活用の考え方の調整につき、配慮が必要である。

<対応の方向性>

① 関係者間の情報共有の必要性

文化財が重複して指定されている場合などにおいて、それぞれの類型としての価値を維持しつつ、適切に保存・管理を行っていくためには、現場で文化財の保存・管理を行う関係者と、それについての指導を行う国・地方公共団体が共に、対象となる文化財を他の文化財類型との関係を踏まえつつ、総合的にとらえていく観点が必要である。

その際、管理者が同一の場合には問題は生じにくいですが、それが異なる場合や、指導を行う専門家が分かれている場合は、それら関係者間の緊密な情報共有を行う必要がある。

② 保存・活用に関する方針の明確化

上記①の場合において、それぞれの類型の観点からの保存・活用の方針、及びそれらを総合してとらえた場合の保存・活用の方針について外部に対して分かりやすくし、関係者間の情報共有を図っていくことが必要である。

なお、その前提として、文化財類型ごとの一般的な保存・活用の考え方、文化財保護法の運用の指針というべきものが明確化されていることが重要であると考えられるが、文化財の類型や個別の文化財の特性によっては、これらが明文化されていない場合もある。文化財の類型によっては、一律な解釈が困難な場合もあり、個別の事例ごとに判断すべき部分が存在すると考えられるが、そのような点にも配慮しつつ、文化財保護法の運用の考え方を明確化し、異なる分野の専門家や、地方公共団

体、所有者との間での情報共有を行うことが必要である。

(2) 具体的な方策：国指定文化財を総合的に保存・活用するための方策

重複指定などがなされているか、又は近接して存在する文化財の適切な保存・管理を行っていくためには、それぞれの種類の観点からの保存・活用の方針、及びそれらを総合してとらえた包括的な保存・活用の方針について対外的にも周知を図り、所有者、地方公共団体、国などの関係者間で情報共有が図られ、総合的な把握が促進される必要がある。

文化庁においては、本年10月に文化財保護調整室を設置し、文化財の保存・活用に関する施策の調整を図っているところであるが、さらに、以下の方策を講ずることが必要である。

また、文化財の保護の一般的な考え方がより明確化されることにより、より分かりやすく開かれた文化財保護行政が展開されることを期待する。

① 文化財類型ごとの保存・活用の方針の明確化

適切な保存管理の前提として、文化財類型ごとの一般的な保存・活用の考え方について、類型や個別の文化財の特性にも留意しつつ、文化財保護法の運用の考え方の明示に努め、異なる分野の専門家や、地方公共団体、所有者との間での情報共有を行うことが重要である。

② 保存活用（管理）計画の策定の促進

現在、一部の類型については、指定文化財についての保存活用（管理）計画の策定が進められている。文化財の適切な保存・活用を推進するためには、このような保存活用（管理）計画の策定を更に促進することが必要である。

また、異なる文化財類型間における調整が必要となる場合においては、複数の文化財類型間での保護手法の調整を目的とした、包括的な保存活用（管理）計画の策定について検討することが必要である。

③ 文化財に関する情報の的確な把握

どのような文化財が重複指定され又は近接して存在しているかを関係者が的確に把握するため、文化財に関する情報について詳細なデータベースの構築が必要である。そのためには、国において文化財を把握するために必要な情報を定めた全国共通のフォーマットを示すことで、全国的な把握が容易になると考えられる。

IV. 社会全体で文化財を継承していくための方策

地域の幅広い文化財を保存・活用していくためには、国や地方公共団体による保護のための措置に加えて、社会全体で文化財を継承していく視点が必要である。特に、文化財の活用にあたっては、NPO法人などの民間団体が、その主な主体となると考えられる。また、Ⅲで提言したように、文化財を周辺環境と合わせて保護していく取組においては、行政と地域の住民やNPO法人などとの連携協力は欠くことができない。

既に、地域では、NPO法人などの民間団体や個人の活動が、地域の文化財の保存と活用に大きな役割を果たしている。また、地域活性化のために文化財に期待される役割が大きくなる中、様々な分野において文化財の保護にかかわりを持つ個人や団体が増えてきている。

国は、このような取組を支援し、更に促進するとともに、一人一人が、文化財を国民共有の財産として認め、共に保護を図っていこうという思いを強めるような機運を醸成していくことが重要である。

1. 文化財に対する親しみを深めるための方策

社会全体で文化財を継承していくためには、文化財は近よりがたいと感じている人々の文化財に対する親しみを深め、より多くの人々が文化財にかかわりやすい環境をつくる必要がある。このため、人々が文化財に親しむことができる機会を増やすことが重要であり、その上で、文化財の持つ価値を分かりやすく伝え、文化財への理解を深めていくことが必要である。

また、そのような文化財の活用にあたっては、文化財の保存との両立が図られることが必要である。

(1) 必要性と対応の方向性

①文化財に親しむ機会の拡大

人々が文化財に親しむきっかけをつくるためには、文化財を効果的に公開する工夫が重要である。例えば、従来の文化財の建造物そのものを見せる公開の仕方に加え、建造物の中で芸術作品の展示やコンサートを行うなど、より身近なものや組み合わせることや、地域の歴史や人々の生活とのかかわりに着目して公開・発信を行っていくことも考えられる。

また、文化財に親しむ機会の拡大にあたっては、特に、子どもたちをその重要な対象として位置付けることが求められる。改正教育基本法において、我が国の伝統と文化を尊重する態度を養うことが教育の目標に位置付けられたところであるが、子どもたちに我が国や地域の歴史や文化を教えるために、文化財は優れた教材となる。文化財に親しむことを通して、地域に受け継がれてきた歴史や生活の様式などを知ることができ、また、規範意識や伝統と文化を尊重する態度を身につけることにもつながる。さら

に、子どもの頃から文化財に親しむことは、将来の地域の文化財の保護に携わる専門的な人材の育成につながるという点でも重要である。このため、学校教育、地域での活動や生活の中で、子どもたちが伝統的な文化や文化財に親しむ機会を増やす取組を推進していくべきである。

② 文化財に対する人々の理解の増進

文化財に対する人々の理解を深めていくためには、それらの持つ価値について分かりやすく人々に伝えることが必要である。

例えば、観光を通じて地域の自然環境や伝統的な文化と触れ合い、それらの保護に配慮しつつ知識や理解を深めるエコツーリズムの取組が実施されており、そういった取組を推進するものとして、平成19年6月に「エコツーリズム推進法」が成立している。

また、地域の地史や地質現象がよく分かる区域を保護しつつ、考古学的、生態学的、文化的な価値を有する資産を含め、普及・啓発することを通して地域活性化を図る、いわゆる「ジオパーク」などの取組も展開されつつある。

こうした取組は、その中心的な資産の多くが文化財であるため、文化財に対する人々の興味と理解の増進に資するものである。

さらに、地域の博物館、美術館、歴史民俗資料館、劇場・ホールなどの各種文化施設や大学を含めた各種研究機関などは、文化財を公開・活用し、地域の歴史・文化や文化財への理解を促進する中核として機能することが求められる。その際、地方公共団体の枠を越え、各施設が連携して一定のテーマに基づく展示をより一層推進するなど、広域的に連携した取組によって、地域の歴史への理解を促進するなどの工夫が考えられる。

なお、こうした博物館などの施設と地域の文化財群を連携させる先進的な取組として、地域の博物館などを核として、住民参加によって、一定の地域における多様な自然環境や有形・無形の文化財などを保存・活用し、地域全体を博物館と見なすエコミュージアムと言われる取組が幾つかの地域において展開されており、それらの取組を一層推進することが必要である。

また、文化財の保存修理現場などの積極的な公開も、文化財を守ることへの人々の理解を深めるために有効であると考えられる。

③ 保存と活用の両立

観光振興、まちづくり、産業振興といった様々な施策が文化財を核として展開される際、地域の資源として位置付けられた文化財が適切な形で活用されることが必要である。特に、まつりや民俗芸能、工芸技術のような無形の文化財はその変容が起きやすいことから、保存と活用の両立に留意することが必要である。

(2) 具体的な方策

① 文化財の優れた公開・活用の取組についての情報発信

文化財の効果的な公開を促進し、文化財に親しむ機会の拡大を図るため、文化財の公開・活用の先進的な取組事例を収集し、情報発信していくことが重要である。これまでも、文化庁では、文化財の優れた公開・活用の取組を紹介する活用事例集の作成などを行ってきたが、対象とする類型を拡大するほか、複数の文化財を総合した活用事例についても情報発信していくことが必要である。

また、地域の住民が、所有する伝統的な民家や美術工芸品などを自ら公開するなど、住民参加型の公開の取組を促進することも考えられる。さらに、各地域において展開されている、地域の文化財をめぐるツアーの事例集の作成・公開を行うことも有効である。

② 子どもたちが文化財に親しむ機会の充実

次代を担う子どもたちが、伝統的な文化や文化財に親しむ機会の充実については、現在、文化庁において、子どもたちに民俗芸能、邦楽、茶道、華道などの伝統文化を計画的・継続的に体験・修得させるための機会を確保する取組や、全国の公私立の美術館・歴史博物館で、子どもたちを対象としたプログラムの開発を支援する取組などを行っている。今後、そのような取組を更に推進していくとともに、子どもたちを対象とした積極的な広報活動を期待する。また、新しい広報手段として、子どもたちに地域の身近な文化財について学習、体験してもらい、それを一般に紹介していくような取組も、子どもたち自身及び地域の大人たち双方が地域の歴史に対する理解を深めることにつながると思われる。

また、学校においては、社会科や総合的な学習の時間などの中で、地域学習として地域の伝統文化や文化財を題材とした授業が展開されており、学校と地域が連携し、そのような取組の推進を図っていくことが有効である。

③ 文化財保護における広報の強化

人々が文化財に対してより親しみを持ってもらうため、文化財保護に関する広報の強化を行う必要がある。例えば、文化財保護のイメージ・キャラクターを起用するなど、文化財に対する近よりがたいというイメージをなくし、親しみが深まるような広報の仕方の工夫が求められる。また、文化財の保存修理現場などに、その旨を示す分かりやすいロゴ・マークや、工事の内容を簡単に示す掲示を備えることなども有効であろう。

④ 歴史文化基本構想との連携

Ⅲで提言を行った歴史文化基本構想を策定する際に、地域における文化財の保存と活用を両立しつつ、地域の文化財や歴史・風土に対する理解を深めてもらうことを目的とした活用の取組について、基本構想の中に位置付けることが適当である。特に、地域の特色あるコレクションを有する美術館、博物館、歴史民俗資料館などを、基本構想の中に位置付け、情報発信の要として活用を図っていくことが望ましい。

⑤ 地域の文化財のデータベース化

文化財に対する親しみを深めるための方策の基礎となるものとして、各地方公共団体において、地域に存在する文化財の所在場所を含めた総合的なデータベースが作成され、都市計画などの各種の行政計画の策定や学校における文化財を使った地域学習の実施など、様々な用途に活用されることが望ましい。また、このようなデータベースの存在は、災害時における文化財の保護のための活動にも資することとなると考えられる。

2. 文化財保護にかかわる人材を確保するための方策

地域において、幅広い文化財の保存・活用が行われていくためには、様々な立場から文化財保護の活動に参加する多様な人材を確保することが重要である。

さらに、地域の人々が自ら積極的に身近な文化財の保存と活用にかかわっていくことを促進することが必要である。

具体的には、文化財の修理など、保存に当たり高度な専門性を持つ人材の確保、地域住民の文化財保護への参加の促進、文化財の公開・活用に当たりその価値を分かりやすく伝えることのできる人材の育成などが考えられる。

(1) 必要性と対応の方向性

① 専門性を有する人材の確保

文化財の持続的な保存・活用を行うためには、活用の現場で、文化財に対する知識や高い専門性のみならず、行政のシステムや地域社会の実情などを把握した人材をいかに確保していくかが重要な課題である。

しかし、市町村レベルでは、文化財の各類型にわたって専門職員を確保することが困難な地方公共団体が多いのが現状である。このことについては、例えば、専門的な能力を持った人を育成し、文化財保護の現場へ派遣する仕組みづくり^{*}や、伝統的な町並みを守るため、地元の建築士などを

^{*} 兵庫県では、専門技術者、地域住民などを対象とした一定の講習を受けた者を「ヘリテージマネージャー」として登録し、地域に眠る歴史文化遺産（兵庫県において「文化財とそれをとりまく環境」の総称として使用。）の発見、地域に親しまれてきた歴史文化遺産の保存、歴史文化遺産を活用したまちづくり活動のマネジメントに資する人材を育成。ヘリテージマネージャーの派遣制度なども整備され、各地で活躍している。

対象に伝統的な工法などを学ぶ機会を設けるなどの取組を行っている地方公共団体もあり、このような人材確保のための取組が参考となる。

② 地域住民の文化財保護への参加

地域の文化財の保存・活用に当たって、地域に密着したきめ細かく幅広い取組を可能とするためには、地域の人々による積極的なかかわりが重要である。

地域の住民などの文化財保護への参加の促進においては、例えば、退職後の団塊の世代（アクティブ・シニア）に対して、ボランティアなどで文化財保護活動に参加してもらうなどの取組が今後有効になってくると考えられる。

また、そうした個々のボランティアをリードしていく人材が重要であり、地方公共団体は、そうした人材と緊密な連携を図ることが重要である。

③ 文化財の価値を分かりやすく伝える人材の育成

一般の人々に対して文化財の価値を分かりやすく伝え、文化財と人々をつなぐ人材を育成し、協力していくことが重要である。

例えば、ボランティアに地域の歴史や文化財に関する知識を身につけてもらい、文化財の活用のかかわってもらう取組を行っている地方公共団体が増えており、このような取組を更に促進していくことが考えられる。

④ 様々な活動をコーディネートする機能の重要性

文化財保護にかかわる人々の広がりに対応し、より効果的な文化財の保存・活用を進めていくためには、それぞれの活動を組み合わせ、総合的に展開していくことが重要になる。

そのため、そのようなコーディネートの機能を担う人材や組織の存在が重要である。

(2) 具体的な方策

① 人々の文化財保護活動に対する支援の枠組みづくり

文化財保護にかかわる様々な人材を確保するためには、文化財の保存・活用を行うNPO法人などの民間団体が活動しやすい環境の整備や、人々が積極的にその活動に参加するための機運の醸成、それらの団体や個人に対する情報提供や支援が重要であり、国としてそのための枠組みづくりを行うことが必要である。

② 地域における優れた人材育成の取組についての情報発信

各地域で行われている人材育成のための取組について、事例を収集し、方法論の調査研究を行い、広く情報提供するとともに、先進的な

取組について顕彰を行うことが重要である。

また、国や地方公共団体などによる建造物などの保存・活用に関する研修マニュアルの作成とその研修の実施などが有効である。

③ 歴史文化基本構想との連携

Ⅲで提言した歴史文化基本構想の策定の中で、文化財の保存・活用にかかわる人材の育成や活用のための計画についても位置付けていくことが必要である。

3. 文化財保護に対する支援を充実させるための方策

1及び2の方策に加えて、幅広い文化財の保護が図られていくためには、国や地方公共団体の行う文化財の保護のための予算措置に加えて、NPO法人、企業などの民間団体や個人から、文化財の保護のための様々な支援を得ることが重要である。

(1) 必要性和対応の方向性

① 文化財保護に対する民間からの寄附の促進

文化財保護のための民間からの寄附を促進する制度としては、文化財の保存・活用のための活動を主たる目的とする法人として認められたものについて、当該法人に対する民間からの寄附につき、法人税法及び所得税法上の税制優遇が受けられる特定公益増進法人制度がある。また、国指定の文化財の修理事業で一定の要件を満たすものについては、当該事業に対する寄附について税制優遇が受けられる指定寄附金制度がある。

ただし、文化財保護のための活動を行う特定公益増進法人は決して多いとは言えず、指定寄附の制度についても十分に活用がなされているとは言い難い状況にある。

また、我が国では、民間からの寄附を集め、文化財保護を図っていくような団体が必ずしも十分に育っていないという課題もある。このため、文化財保護のための寄附の受皿となる中核的な組織を育てていくことが必要である。

② 価値への対価という考え方

寄附という形ではなく、文化財の価値に対する対価を払うことを通じ、文化財の保存と活用を適切に循環させていくという視点も必要である。例えば、観光地において駐車料金を文化財保護のための資金を上乘せし設定するなどの事例があるが、その際に文化財の価値が理解され、趣旨が十分納得されることが重要である。

文化財を持続的に継承していくためにも、人々が文化財の価値を理解

し、価値への対価を払うことにより、文化財の保護が図られていくという仕組みが講じられていくことが重要である。

③ NPO法人などの民間団体や地域住民との連携の促進

民間からの支援は、金銭的なもののみではなく、経験に基づく知恵や、活動の提供としてなされる場合も多い。このため、国や地方公共団体は、民間によるそのような取組を促進しつつ、NPO法人などの民間団体や、地域の住民との緊密な連携協力を図ることが必要である。

また、地域住民の活動や、その中核となる人材について情報収集と把握に努めるとともに、連携や必要な支援を行うことが重要である。

(2) 具体的な方策

① 文化財保護に対する寄附の受皿となる窓口の創設

民間から文化財保護に対する寄附を集め、文化財に対する幅広い支援を可能とする受皿となる窓口の創設を行うことが求められる。

その際、特に個人からの寄附については、税制優遇を受けるメリットはもとより、寄附の手軽さや文化財保護に参加しているという実感が持てることが、寄附へのインセンティブを高めるために有効であると考えられる。

② 寄附を促進するための周知・広報

文化財の保護に対する寄附を促進していくために活用可能な制度について、幅広く周知を図ることが必要である。そのため、制度の意義や手続について、一般の人や文化財関係者に対して情報発信を行うことや、経済団体に対して積極的に説明を行うことなど、効果的な広報が必要である。同時に、現在の制度の改善や、更なる税制優遇措置についても検討する必要がある。

③ 行政とNPO法人などの民間団体とのパートナーシップの促進

文化財の活用にあたっては、NPO法人などの民間団体とその主要な担い手となることが期待されており、そのために参考となるモデルを構築していくことが必要である。

文化庁では、現在、建造物の分野において、NPO法人などが行う建造物の活用事業をモデル事業として支援しており、このような取組を広げていくことが望まれる。

④ 優れた事例についての情報発信

民間からの支援を得つつ文化財の保存活用が図られている事例や、観光などの活用と関連付けて文化財の適切な保存がなされている事例

V. おわりに

今回の企画調査会では、文化財を国民共有の財産としてとらえ、社会に対してその価値を還元していくため、特に検討が必要と考えられる課題について、重点的に検討を行った。

ここで提言した方策を出発点として、地域における文化財の総合的な保存・活用のための方策や、社会全体で文化財を継承するための方策がより推進されていくよう強く求めるものである。

また、今後も文化財保護に関する政策的な議論を重ね、社会の変化を見据えた方策を実施し、文化財保護への人々の関心を引き続き高めていくことが必要である。

一方、現行の文化財保護制度は長い歴史の中で培われ改善されてきたものであり、総合的な把握の前提として、個別の文化財の保護に手抜かりがあってはならないことは言うまでもない。今後も、現行制度の優れた面は評価しつつ、社会の変化に応じて適切に方策を講じていくことが必要である。

文化財保護や伝統文化の尊重は、国家の基礎をなすものであるとともに地域がよって立つ精神的な基盤ともなるものである。文化財が国民共有の財産であり、時代の変化の中でも守っていくべき重要な価値を有するものであることを今後とも国として国内外に積極的に発信し、更なる保存・活用の充実を図っていくことが必要である。同時に、地方公共団体においても、国の施策とも連動しつつ、地域の特質を十分踏まえた積極的できめ細やかな施策を進めることを求めたい。さらに、NPO法人などの民間団体の活動が今後ますます活性化し、各地域において、国、地方公共団体、民間団体が連携協力して、文化財の保護やそれを生かした文化の薫り高い地域づくりが推進されていくことを期待する。